

# 今後の県立特別支援学校の在り方について

( 答 申 )

平成 2 1 年 1 月 2 2 日  
青森県特別支援学校在り方検討会議

平成 2 1 年 1 月 2 2 日

青森県教育委員会

教育長 田村充治 殿

青森県特別支援学校在り方検討会議

委員長 菊池 武

今後の県立特別支援学校の在り方について（答申）

本検討会議では、平成 2 0 年 5 月 2 9 日、貴職から標記について諮問を受け、これまで慎重に検討を重ねてまいりましたが、このほど次のようにまとめましたので答申します。

## 目 次

はじめに	1
特別支援学校の現状と課題及び答申に当たっての検討の視点	2
1 特別支援学校の障害種別ごとの現状と課題	2
（1）視覚障害や聴覚障害を対象とする特別支援学校	2
（2）肢体不自由を対象とする特別支援学校	2
（3）知的障害を対象とする特別支援学校	2
ア 西北、上北、下北地区の知的障害を対象とする特別支援学校	2
イ 東青、中南、三八地区の知的障害を対象とする特別支援学校	3
（4）病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校	3
2 特別支援学校のセンター的機能の現状と課題	4
3 答申に当たっての検討の視点	4
各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方について	5
1 視覚障害や聴覚障害を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方	5
（1）専門的機能の維持・継続について	5
（2）支援機能の拡充について	5
2 肢体不自由を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方	5
（1）専門的機能の維持・継続について	5
3 知的障害を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方	5
（1）西北、上北、下北地区における特別支援学校について	5
ア 支援機能の拡充	5
（2）東青、中南、三八地区における特別支援学校について	6
ア 在籍児童生徒数の増加傾向への対応	6
イ 職業教育を中心とする高等部教育の拡充	6
4 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方	6
（1）精神疾患等の児童生徒への対応について	6
（2）高等部機能の拡充について	7
センター的機能の発揮と他機関との連携の在り方について	7
対象とする障害種別や学校規模に応じた施設・設備等について	7
1 知肢併置とする場合の施設・設備	7
2 職業教育を中心とした学科を設置する場合の施設・設備	7
おわりに	9
付属資料	

はじめに

近年、本県においても特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害が、重複化、多様化する傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の一層の充実が求められるようになっている。

また、各特別支援学校は、従来から自校の幼児児童生徒の教育を行うとともに、早期からの教育相談など、地域における特別支援教育の支援拠点として、その役割を積極的に果たしており、今後も小中学校等からの要請に応じた助言又は援助など、さらにその機能の発揮が求められている。

このような中で、平成19年4月1日施行の学校教育法の一部改正により、これまでの盲・聾・養護学校は、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校となったほか、センター的機能の発揮についても求められるようになった。

これらを背景として当会議は、青森県教育委員会教育長から、本県が設置している各特別支援学校の在り方について諮問を受け、関係団体の意見も参考としながら、障害種別ごとに特別支援学校の在り方について審議を進めた。

## 特別支援学校の現状と課題及び答申に当たっての検討の視点

### 1 特別支援学校の障害種別ごとの現状と課題

#### (1) 視覚障害や聴覚障害を対象とする特別支援学校

視覚障害や聴覚障害を対象とする特別支援学校は、それぞれ視覚障害教育や聴覚障害教育の拠点として、自校の幼児児童生徒の教育をはじめ、幼児の教育相談や小中学校等に在籍する視覚障害や聴覚障害のある児童生徒への支援など、地域のニーズに対応してきた。

最近ではこれらに加え、視覚障害や聴覚障害のある幼児に対する早期からの教育や、中途視覚障害者への高等部保健医療科及び専攻科医療科における教育などを含め、幅広い対応に努めているが、今後さらに拡充を図ることが求められている。

また、各学校ではこれまで、幼児児童生徒の視覚障害や聴覚障害に対応するための指導プログラムを作成し、一人一人の状況に応じて言語やコミュニケーション等の指導を進めてきている。これらのノウハウは最近増加しつつある発達障害児等への支援にも有効であることから、発達障害児等の支援への活用が期待されている。

#### (2) 肢体不自由を対象とする特別支援学校

肢体不自由を対象とする特別支援学校では、在籍児童生徒数は微増あるいは横ばいの傾向にあり、これまで東青、中南、三八地区において、隣接する医療療育センターとの連携のもと、児童生徒の教育的ニーズに対応してきた。

しかしながら、最近はこのことに加え、重度重複障害児への対応として、医療的ケアや摂食指導等の専門的な支援も求められるようになってきている。

#### (3) 知的障害を対象とする特別支援学校

##### ア 西北、上北、下北地区の知的障害を対象とする特別支援学校

西北、上北、下北地区には知的障害を対象とする特別支援学校を各地区に各1校配置しており、それぞれの学校では、これまで保護者や小中学校等に対する相談や支援など、地域における特別支援教育のセンター的役割を有する学校として、その機能を十分発揮してきた。

また、近年は、市町村の就学指導委員会で肢体不自由を対象とする特別支援学校への就学が適切であると判断されていながら、当該学校が居住地から遠いため、肢体不自由を主たる障害とし、知的障害を併せ有す

る重複障害の児童生徒は、居住地に近い特別支援学校を選択する場合が多くなってきている。

このような状況から、当該地区においては知的障害に加え、肢体不自由にも対応できる専門性を持った学校が求められている。

#### イ 東青、中南、三八地区の知的障害を対象とする特別支援学校

東青、中南、三八地区の知的障害を対象とする特別支援学校では、一部の学校で年々在籍児童生徒数の増加に伴う大規模化が見られ、教育活動全体を通して、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる学習を展開することが難しくなるとともに、緊急時の迅速な避難誘導の困難等が予測され、安全確保に課題があることなどから、適切な学習環境を整備することが求められている。

また、現在、県内には職業教育を中心として行う学科を設置している高等養護学校は東青地区に1校設置されているのみであるが、他の特別支援学校高等部でも就労を目指す生徒が多くなってきており、他地区においても職業教育を中心とする高等部教育の一層の充実が求められている。

#### (4) 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校

病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校では、児童生徒の病気の多様化や入院の頻回化等に対応するため、これまで、隣接する医療機関との連携のもと、個に応じた多様な教育課程を編成するなど、病気のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応してきた。

しかしながら、最近の傾向としては、精神疾患等を有する児童生徒が病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校に入学してくる場合が増えており、専門的な対応が求められている。

また、病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校2校のうち、1校には昭和55年度から高等部を、残りの1校については平成14年度から高等部分教室を設置し、医療機関との連携のもと高等部生徒に対する教育を進めてきている。高等部分教室開設当時は入学してくる生徒も少ないことから、分教室として対応してきたが、近年、精神疾患等を有する生徒の転入学が増加し、過去3年間において一定の在籍が見られるようになったことから、高等部の設置が求められている。

## 2 特別支援学校のセンター的機能の現状と課題

本県の特別支援学校は、自校に在籍する幼児児童生徒の指導に加えて、地域の幼小中学校等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及び保護者への支援や小中学校等の教員への助言又は援助、研修等に係る情報提供を従来から積極的に行ってきた。

また、小中学校等の支援体制整備に当たっても、県内すべての学校を対象とした取組が進められ、その中で特別支援学校は各地区の中心的な役割を果たしてきた。

これらの取組により、最近の特別支援学校による教育相談や小中学校等への巡回相談の総件数は年間5,000件を超えている。

このように、特別支援学校は地域のニーズにきめ細かに対応してきているが、今後はさらに、地域の医療や福祉、労働等関係機関との連携の強化による支援の充実が求められている。

## 3 答申に当たっての検討の視点

当会議では、以上のような現状と課題に基づき、障害種別ごとに次の視点で審議を進めた。

- (1) 各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の支援機能の在り方について、幼児児童生徒が地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある幼児児童生徒による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮できるようにすること等の視点で検討した。
- (2) 特別支援学校の機能として、在籍する幼児児童生徒に対する教育を行うほか、現在行っている教育相談等のセンター的機能を継続するとともに、さらに発達障害等教育上の特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する幼小中学校等への支援の充実を図るため、センター的機能の発揮と他機関との連携の在り方をどのようにすべきかという視点で検討した。

なお、対象とする障害種別や学校規模に応じた施設・設備等については、障害種別ごとの検討を進める中で整理し、答申をまとめることとした。

## 各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方について

### 1 視覚障害や聴覚障害を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方

#### (1) 専門的機能の維持・継続について

視覚障害や聴覚障害を対象とする特別支援学校は、自校における教員の専門性の維持・向上に努めるとともに、地域医療と連携した取組や早期からの教育相談、国家資格の取得を目指した教育など、地域の特性に合わせて積み上げてきたノウハウを活かしながら、今後も障害の特性に応じた専門的な機能を維持・継続していくことが必要である。

#### (2) 支援機能の拡充について

より見やすい状態での指標物の提示及び見取る力を高める指導や、文字・絵・手指サインなどの視覚的な手段を用いた言語やコミュニケーションの指導など、視覚障害教育や聴覚障害教育における専門的なノウハウについて、近年増加傾向にある小中学校等の発達障害児へのコミュニケーション支援等に役立てることを検討し、支援機能を拡充する必要がある。

また、視覚障害や聴覚障害を対象とする学校のない地区において、視覚障害教育や聴覚障害教育のニーズに対応するなど、支援機能の拡充に努める必要がある。

### 2 肢体不自由を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方

#### (1) 専門的機能の維持・継続について

最近増えつつある医療的ケアや摂食指導等の専門的な支援を必要とする重度重複障害児への支援を含め、今後も医療等関係機関との連携により教育機能を充実し、児童生徒の教育的ニーズに対応していく必要がある。

### 3 知的障害を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方

#### (1) 西北、上北、下北地区における特別支援学校について

##### ア 支援機能の拡充

肢体不自由を対象とする特別支援学校が設置されていない当該地区においては、肢体不自由の児童生徒に対する適切な教育的支援を提供するため、知的障害を対象とする特別支援学校に肢体不自由教育部門を置くなど、地域のニーズに対応する方策を検討する必要がある。

このことによって、肢体不自由を主たる障害とする重複障害児に対する指導の充実が期待できる。また、就学指導において肢体不自由を対象とする特別支援学校への就学が適切であると判断された本人並びに保護者は、障害等の状況に応じて、医療機関が併設された肢体不自由を対象とする特別支援学校、または自宅から近い知肢併置の特別支援学校から選択することができると考えられる。

なお、知的障害を対象とする特別支援学校に肢体不自由教育部門を設置するに当たっては、教育課程を整備するとともに、医療機関との連携の在り方について検討を要する。併せて、市町村教育委員会が就学指導を進める上で、当該知肢併置特別支援学校と医療機関が併置された肢体不自由を対象とする特別支援学校の機能について、保護者に情報を提供する必要がある。

## (2) 東青、中南、三八地区における特別支援学校について

### ア 在籍児童生徒数の増加傾向への対応

知的障害を対象とする特別支援学校の大規模化の緩和に当たっては、地域の小中高等学校や視覚障害、聴覚障害を対象とする特別支援学校の余裕教室等の活用について検討する必要がある。

### イ 職業教育を中心とする高等部教育の拡充

生徒の社会的及び職業的自立を一層促進するため、産業科のない地区における職業教育を中心とした学科の設置など、高等部教育の拡充について検討する必要がある。

## 4 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校の支援機能の在り方

### (1) 精神疾患等の児童生徒への対応について

精神疾患等の児童生徒に対する学習指導や教育相談を進めるに当たっては、病気や児童生徒の内面に関する理解、学習への配慮等について医療機関と緊密な連携を深めることにより、教育の充実を図ることが必要である。

また、精神疾患等の病状が快方に向かい小中学校等へ戻る際も、児童生徒が継続して適切な支援を受けられるようにするため、児童生徒の実態や指導上の配慮事項等について小中学校等と綿密に連絡をとるなど、一層の連携強化に努める必要がある。

さらに、病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校がない地域における対応を検討するため、病弱・身体虚弱の児童生徒の教育の現状を把握するよう努める必要がある。

## (2) 高等部機能の拡充について

分教室として高等部生徒を受け入れている特別支援学校については、近年、一定の在籍が見られるようになり、また、効率的な学校経営も必要であることから、精神疾患等の児童生徒の自立と社会参加を目指した後期中等教育の一層の充実を図るために、高等部を設置することが望ましい。

### センター的機能の発揮と他機関との連携の在り方について

特別支援学校は、今後も地域においてそれぞれの専門性を活かし、これまで取り組んできた障害のある幼児児童生徒への指導・支援や、特別支援教育等に関する相談・情報提供、研修協力などのセンター的機能の発揮を継続することが必要である。

また、県内6地区に設置されている特別支援学校を中心とした特別支援連携協議会を通して、医療、福祉、労働等関係機関との連携による支援体制の構築を図ることにより、発達障害等特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する幼小中学校等への支援の一層の充実を目指す必要がある。

### 対象とする障害種別や学校規模に応じた施設・設備等について

の「各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方について」で記述した中で、施設・設備の整備が必要と思われるもの2点については、次のとおりである。

#### 1 知肢併置とする場合の施設・設備

知的障害を対象とする特別支援学校が肢体不自由教育部門を設置する場合の施設・設備の整備に当たっては、既存の施設・設備を活用しながら、必要性の有無を十分に考慮して検討する必要がある。

#### 2 職業教育を中心とした学科を設置する場合の施設・設備

知的障害を対象とする特別支援学校の職業教育を中心とした学科を設置する場合においては、農業、工業、家政、流通・サービスなどの学習を通して、

社会的・職業的自立を目標としたカリキュラムを編成することが考えられる。これらの学習環境については、産業現場等における実習との関連を考慮しながら、施設・設備の整備について検討する必要がある。

おわりに

本答申をまとめる過程において、将来の特別支援学校及び特別支援教育に関し、貴重な意見が出された。

主な内容としては、複数の障害を併せ有する幼児児童生徒の就学指導に当たって、県教育委員会から市町村教育委員会への特別支援学校に関する情報提供に一層配慮すること、事業主との協力体制を構築し、産業現場等における実習を一層充実することによって障害のある生徒の就労実現を図ること、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が在籍する幼小中高等学校それぞれの段階での実情に沿った支援の在り方について検討が必要であること、さらには特別支援学校が有する機能の維持・拡充に付随する事項の整理が必要であることなどである。

いずれも本県特別支援教育の充実に向けた重要な課題であり、県教育委員会においては、今後の施策の中で参考としていただきたい。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことをねらいとしている。

また、特別支援教育を推し進めていくことは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無や個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

県教育委員会においては、各特別支援学校の担う機能を一層充実・拡充するため、障害種別ごとの教員の専門性はもとより、複数の障害種別に対応できる教員の専門性を高めるなど、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒に関わるすべての教員の専門性の向上を図ることに配慮しつつ、本答申の趣旨を今後の諸施策に具体的に反映されることを期待するものである。

## 付 属 資 料

1	諮問書	1
2	青森県特別支援学校在り方検討会議設置要項	3
3	青森県特別支援学校在り方検討会議委員名簿	5
4	審議経過	6
5	関係団体からの意見聴取の概要	7
6	本県の特別支援教育の現状（在籍者数のグラフ）	8
7	青森県の特別支援学校（配置状況の地図）	10
8	特別支援学校による教育相談延べ回数	11

青教育第369号  
平成20年5月29日

青森県特別支援学校  
在り方検討会議委員長 殿

青森県教育委員会  
教育長 田村 充治

## 諮 問 書

次の事項について、別紙理由書を添えて諮問します。

今後の県立特別支援学校の在り方について

- 1 各特別支援学校が対象とする障害種別について
  - (1) 各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方
  - (2) センターの機能の発揮と他機関との連携の在り方
- 2 対象とする障害種別や学校規模に応じた施設・設備等について
  - (1) 日常の学校生活における必要な施設・設備の在り方
  - (2) 学習活動における必要な施設・設備の在り方
  - (3) 小中高等学校の施設利用について

# 理 由 書

近年、本県の特別支援学校に在籍する児童生徒の障害が、重複化、多様化する傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の一層の充実が求められるようになってきています。

また、各特別支援学校は、従来から自校の児童生徒の教育を行うとともに、早期からの教育相談など、地域における特別支援教育の支援拠点として、その役割を積極的に果たし、今後も小中学校等からの要請に応じた助言援助など、さらにその機能の発揮が求められています。

このような中、平成19年4月1日施行の学校教育法の一部改正により、これまでの盲・聾・養護学校は、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校となりました。

そこで、児童生徒の障害等の状況や法改正の趣旨・内容を受け、児童生徒の自立と社会参加をめざし、生きる力を育むため、本県が設置している各特別支援学校の在り方について、次の事項の検討をお願いするものであります。

## 1 各特別支援学校が対象とする障害種別について

### (1) 各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方

平成19年4月から青森第一高等養護学校を、肢体不自由に加え知的障害も対象とする複数の障害種別に対応した特別支援学校とし、一部法の趣旨を反映したところであります。

今後の県立特別支援学校の在り方として、児童生徒等が地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒等の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、各地域の実情に配慮した障害種別に対応する学校の機能の在り方を検討する必要があります。

### (2) センターの機能の発揮と他機関との連携の在り方

特別支援学校の機能として、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、本県では、平成9年度から県内すべての地域において教育相談体制の整備に取り組み、就学前の相談等に対応してまいりました。今後はさらに、通常学級に在籍する教育上の特別の支援を必要とする幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を充実していくことが求められています。

さらには、福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実も求められており、特別支援学校の役割や連携の在り方について検討する必要があります。

## 2 対象とする障害種別や学校規模に応じた施設・設備等について

### (1) 日常の学校生活における必要な施設・設備の在り方

複数の障害種別に対応する場合、日常の学校生活において現状の施設・設備では十分に対応できない面が生じることが考えられます。必要な施設・設備の在り方について検討する必要があります。

### (2) 学習活動における必要な施設・設備の在り方

複数の障害種別に対応する場合、その教育的ニーズに応じた教育課程や学習活動に必要な施設・設備の在り方についても検討する必要があります。

### (3) 小中高等学校の施設利用について

対象とする障害種別や児童生徒数の変化に伴って必要となる施設について、小中高等学校の施設利用も含めて検討する必要があります。

## 青森県特別支援学校在り方検討会議設置要項

### (設置)

第1 青森県における県立特別支援学校の在り方を検討するため、青森県特別支援学校在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (組織等)

第2 検討会議は、別表1の委員をもって組織する。

2 委員は、前項に掲げる者について、青森県教育委員会教育長が委嘱する。

3 委員の委嘱期間は1年とする。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第3 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会議を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (会議)

第4 検討会議の会議は、教育長が招集する。

2 検討会議の会議で審議、対応する事項は次のとおりとする。

(1) 教育長の諮問する事項について

ア 各特別支援学校が対象とする障害種別について

(ア) 各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方

(イ) センターの機能の発揮と他機関との連携の在り方

イ 対象とする障害種別や学校規模に応じた施設・設備等について

(ア) 日常の学校生活における必要な施設・設備の在り方

(イ) 学習活動における必要な施設・設備の在り方

(ウ) 小中高等学校の施設利用について

(2) 学校、保護者等からの意見聴取した事項について

(3) 委員長が特に必要と認めた事項について

### (調査研究部会等)

第5 検討会議に調査研究部会を置く。

2 調査研究部会の下に分科会1と分科会2を置く。

(1) 調査研究部会は、検討会議で出された意見及び分科会での調査研究事項等について

の総括的な検討並びに対象とする障害種別についての調査研究を行う。

- (2) 分科会 1 は、検討会議で出された意見等のうち、施設設備、校舎利用を中心とした事項の調査研究を行う。
  - (3) 分科会 2 は、検討会議で出された意見等のうち、教育課程、センター的機能を中心とした事項の調査研究を行う。
- 3 調査研究部会、分科会 1 及び分科会 2 の構成は別表 2 のとおりとする。
  - 4 調査研究部会の構成員は、各所属長の推薦に基づき、教育長が指名する。

(庶務)

第 6 検討会議、調査研究部会、分科会 1 及び分科会 2 の庶務は、青森県教育庁学校教育課において掌理する。

(その他)

第 7 この要項に定めるもののほか、検討会議並びに調査研究部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 青森県特別支援学校在り方検討会議 委員名簿

氏名	役職等	備考
岩 淵 正 洋	八戸職親会会長	
大 高 義 昭	青森県知的障害養護学校PTA連絡協議会会長 (弘前第一養護学校PTA会長)	
岡 村 良 久	青森県立あすなる医療療育センター所長	
菊 池 武	前八戸市教育委員会教育長	委員長
菊 池 正 光	有限会社キクチクリーニング代表取締役	
工 藤 茂	青森県特別支援学校校長会会長 (青森第二高等養護学校校長)	
佐 藤 鷹 敏	青森大学社会福祉学部准教授	副委員長
澤 井 励 子	青森県特別支援学校PTA連合会会長 (青森聾学校PTA会長)	
田 邊 隆	青森県特別支援学級設置学校長協議会会長 (八戸市立城下小学校校長)	
成 田 光 仁	八甲学園園長	
鳴 海 春 輝	青森県発達障害者支援センター所長	
面 澤 和 子	弘前大学教育学部教授	

(五十音順 敬称略)

## 審 議 経 過

年 月 日	内 容
平成20年5月29日	第1回検討会議 ・委員長選出、諮問、審議計画
7月17日	第2回検討会議 ・関係団体からの意見聴取（6団体） ・盲学校、聾学校の支援機能の在り方について ・知的障害・肢体不自由養護学校の支援機能の在り方について ・病弱養護学校の支援機能の在り方について
8月28日	第3回検討会議 ・盲学校、聾学校の機能の維持と拡充について ・郡部の知的障害養護学校の機能拡充について ・市部の知的障害養護学校の大規模化解消について ・病弱養護学校の支援機能の在り方について
11月12日	第4回検討会議 ・各地域の特性に基づく障害種別に対応する学校の機能の在り方について ・センター的機能の発揮と他機関との連携の在り方について ・対象とする障害種別や学校規模に応じた施設設備等について
平成21年1月22日	第5回検討会議 ・答申案について

## 関係団体からの意見聴取の概要

(平成20年7月17日 第2回検討会議)

### 1 意見発表した団体

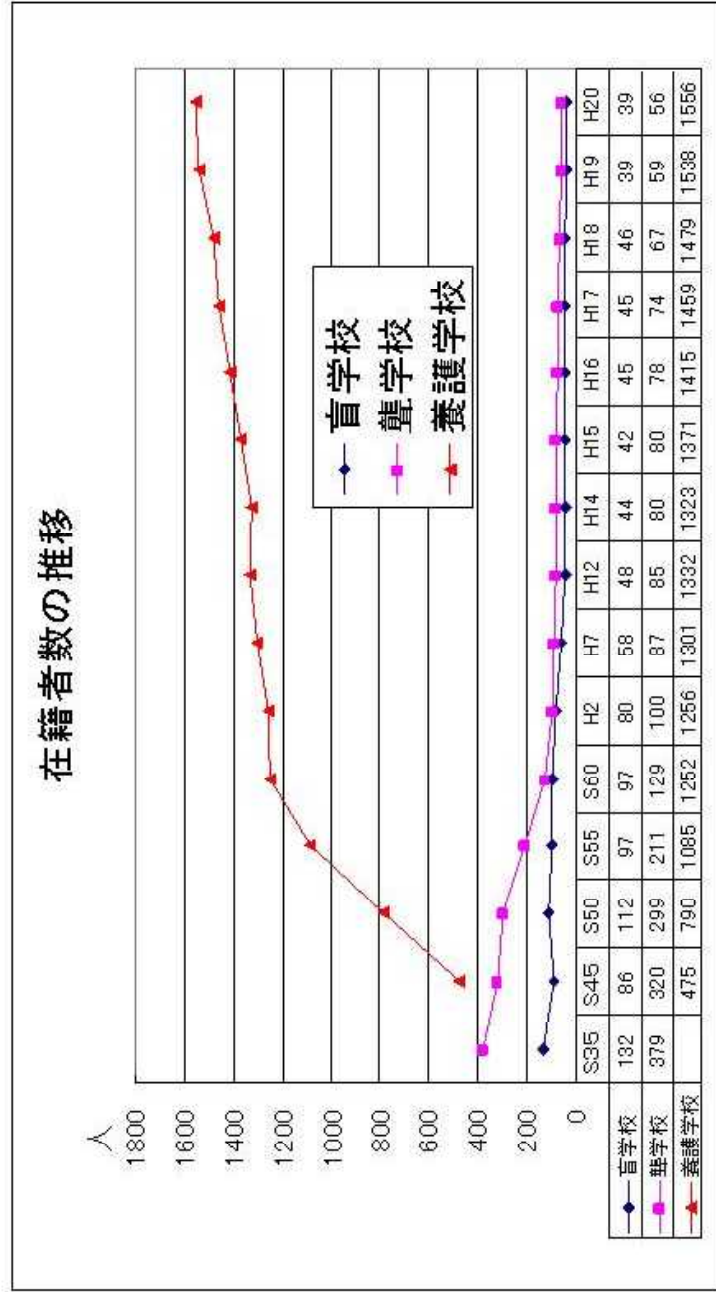
青森県視力障害者福祉連合会  
青森県ろうあ協会  
青森県重症心身障害児(者)を守る会  
青森県自閉症協会  
青森LD親の会  
青森県高等学校・障害児学校教職員組合

### 2 主な意見の項目

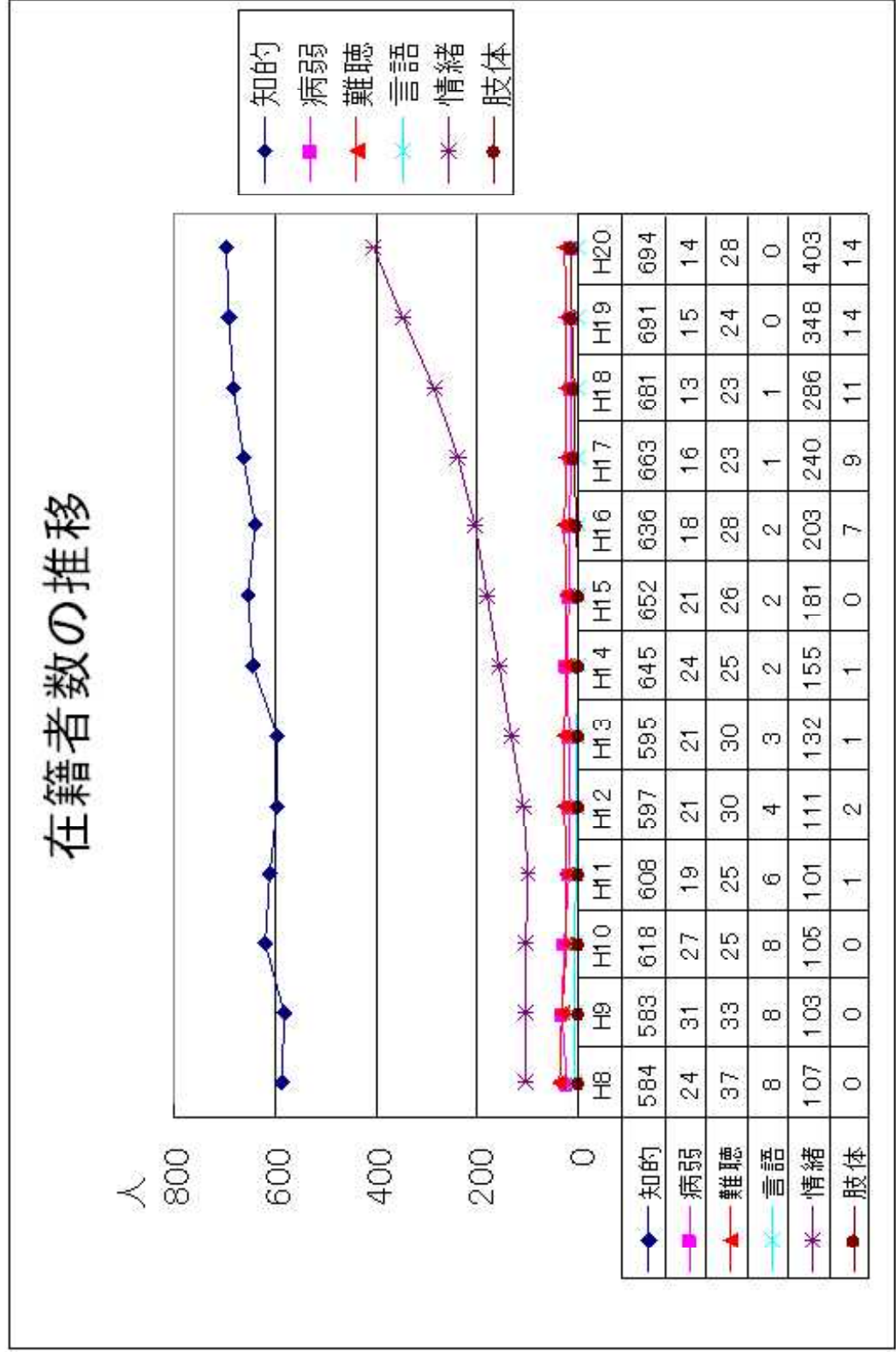
- ・ 障害種別に応じた専門的教育の重要性と現行教育体制の維持・発展
- ・ 教員の専門性の維持・向上
- ・ 地域におけるセンター的機能の発揮
- ・ 地域における障害のある子どもへの理解啓発の推進
- ・ 小中学校等と特別支援学校との連携による進路・進学への対応
- ・ 知的障害、重複障害を対象とした学校の規模の適正化
- ・ 広域センター的機能のある障害種別専門の学校の設置
- ・ 障害状況や多様な教育活動に対応した施設・設備の整備と教員配置
- ・ 給食や登校手段等についての整備

# 本県の特別支援教育の現状

## (1) 特別支援学校



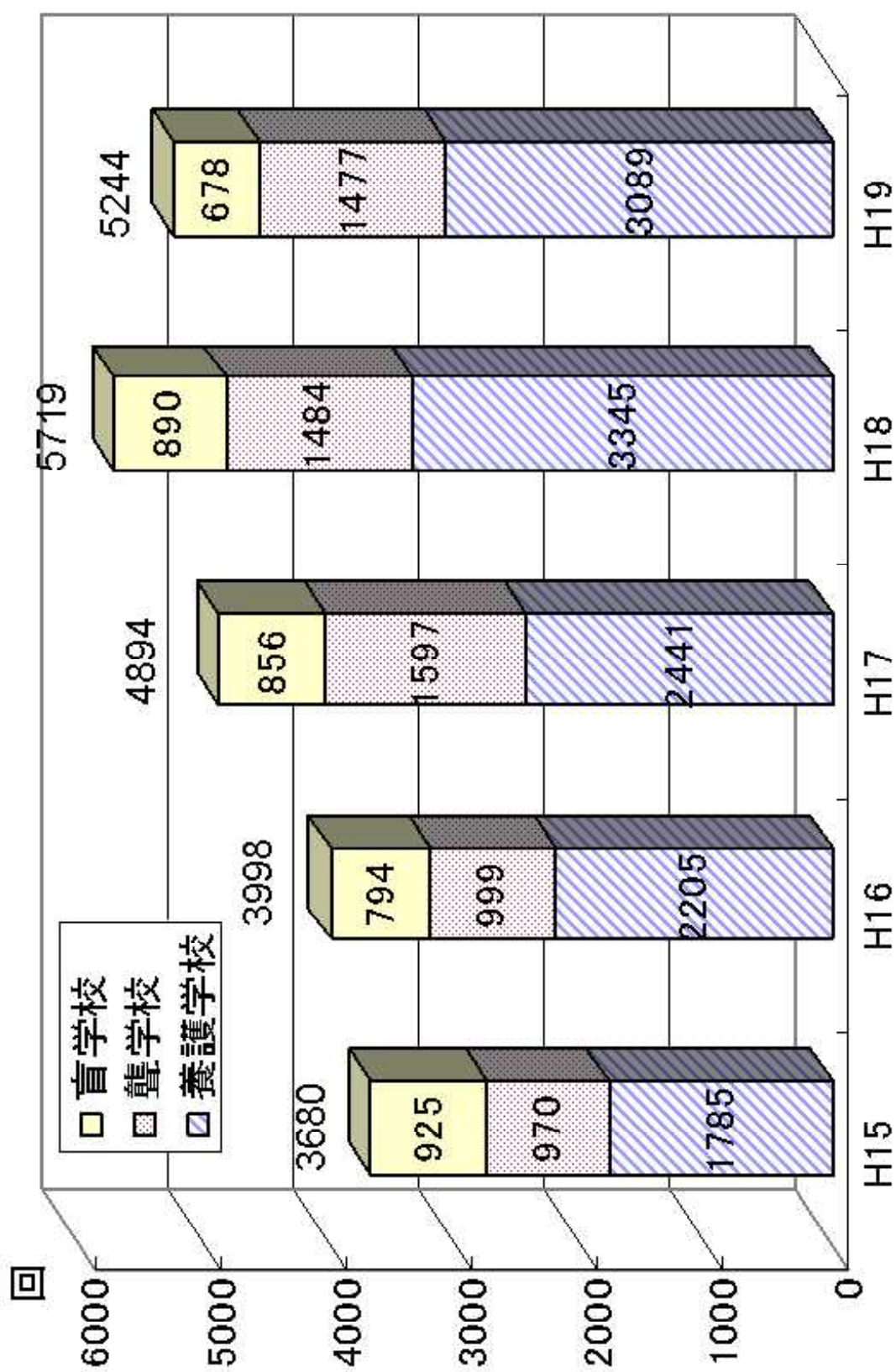
## (2) 特別支援学級



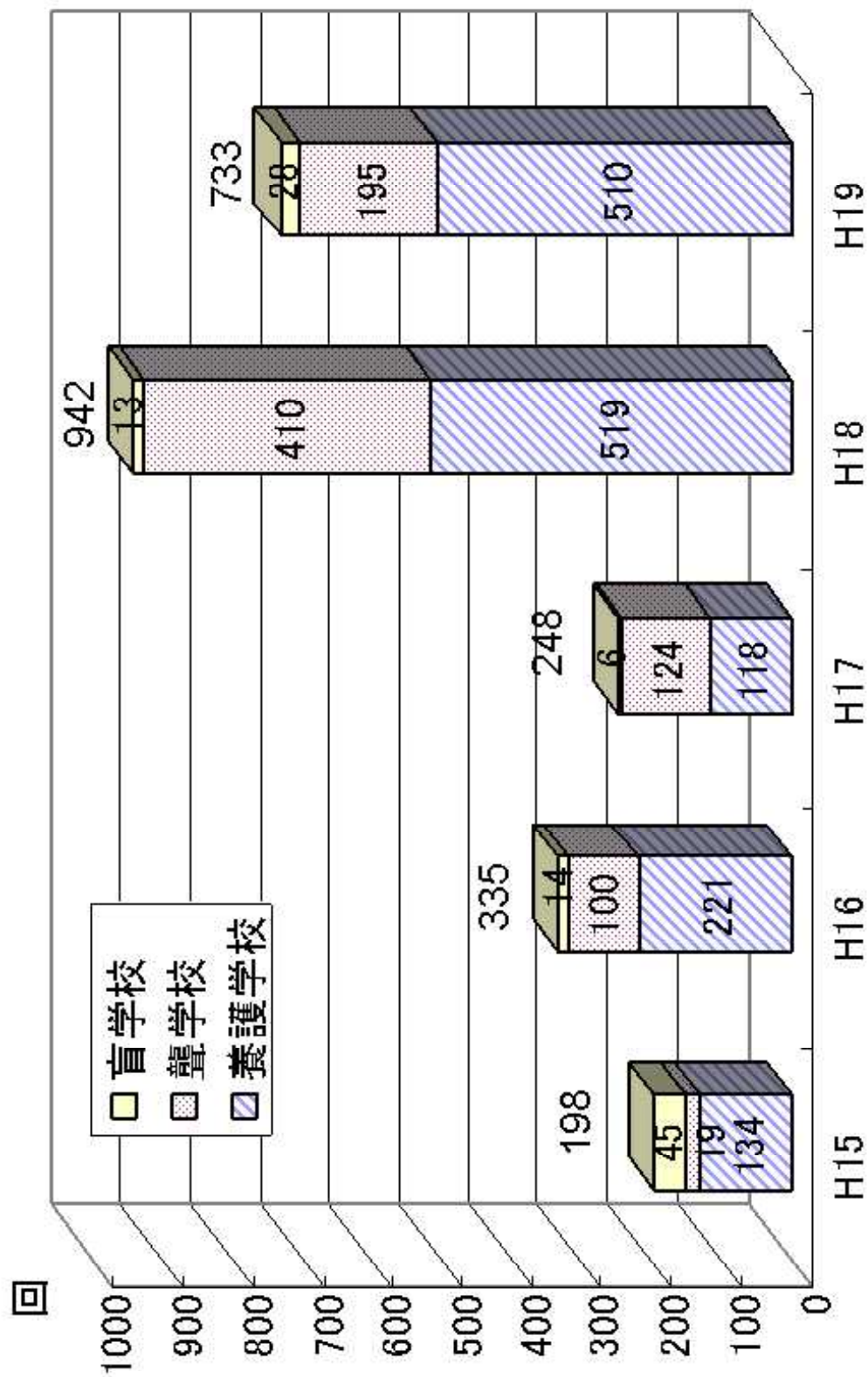
# 青森県の特別支援学校



# 特別支援学校による教育相談延べ回数(H15~H19)

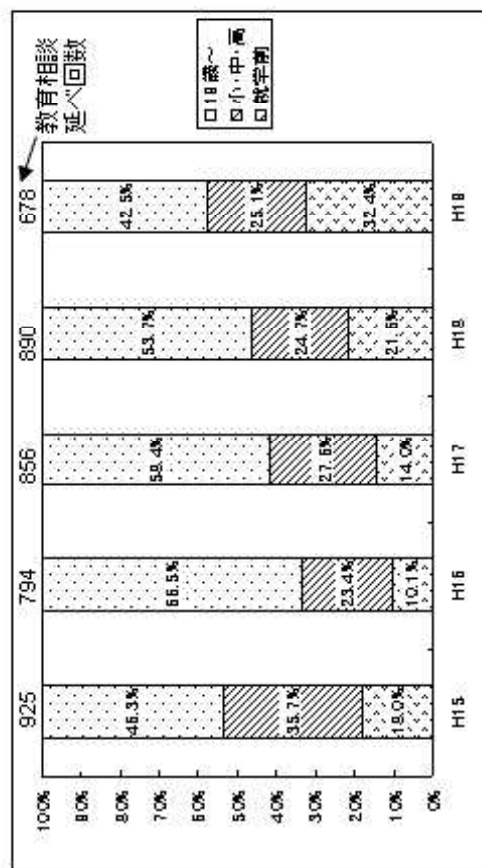


# 特別支援学校による巡回相談延べ回数(H15～H19)

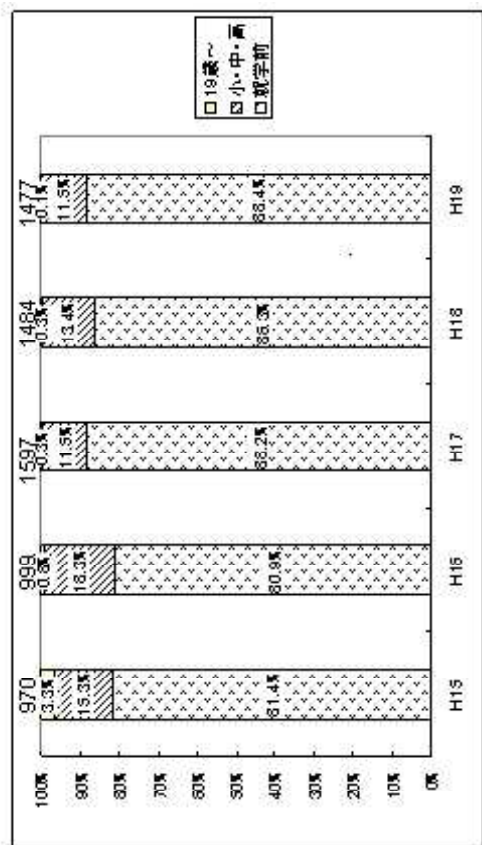


# 特別支援学校の学校種別教育相談対象者の割合(H15～H19)

## 1 盲学校(2校)



## 2 聾学校(3校)



## 3 養護学校(15校)

